

## 平成24年度 長野県事業

### 関連テーマ別

- ①自立に必要な安定した収入を、就労を含めてどのように確保すべきか。
  - ・ 障害者の一般就労等促進について（障害者支援課）・・・・・・・・ P 1
  - ・ 障害福祉サービス事業所の工賃アップの取組について（障害者支援課） P 2
  - ・ 障害者短期トレーニング促進事業（障害者支援課）・・・・・・・・ P 4
  - ・ 障害者就業・生活支援センター運営事業（障害者支援課）・・・・ P 5
  - ・ 若者向け心のバリアフリー事業（健康長寿課）・・・・・・・・ P 7
  - ・ 障害者民間活用委託訓練事業（人材育成課）・・・・・・・・ P 8
  - ・ 無料職業紹介事業（労働雇用課）・・・・・・・・ P 9
  - ・ 障害者職場実習支援事業（労働雇用課）・・・・・・・・ P 10
  
- ②それぞれの障害者としての適性や企業側の配慮すべき点を整理し、働き方のモデル提案を検討
  - ・ 障害者職域拡大アドバイザー設置事業（労働雇用課）・・・・・・・・ P 11
  
- ③在職中に障害者となった方への雇用継続支援策を検討
  
- ④障害者雇用が進まない企業に対して、一般就労を促進するための支援策を含めた検討
  - ・ 障害者職域拡大アドバイザー設置事業（労働雇用課）・・・・・・・・ P 11
  - ・ 障害者多数雇用事業者等からの優先的な物品等の調達について  
（労働雇用課）・・・・・・・・ P 12
  - ・ 障害者の雇用に係る政策減税（創業等応援減税）（税務課・労働雇用課）  
・・・・・・・・ P 13
  
- ⑤産業別、規模別に障害者雇用が進まない原因を把握した上で、雇用促進に向けた具体的な提案を検討
  - ・ 障害者職域拡大アドバイザー（労働雇用課）・・・・・・・・ P 11
  
- ⑥障害者認定率が低い中での現状の把握と認定に至らない方への就労支援を検討
  - ・ 若年者等ジョブサポート連携強化事業（労働雇用課）・・・・・・・・ P 14
  
- ⑦教育現場や職場の発達障害者の把握と就労（継続）支援策を検討
  - ・ 高等学校社会的自立支援事業（教学指導課心の支援室）・・・・ P 15

# 障害者の一般就労等促進について

健康福祉部 健康福祉政策課  
障害者支援課

(単位：千円)

事業名	事業内容等	H24 予算
知的障害者等チャレンジ雇用事業	<p>知事部局の本庁及び現地機関において、知的・精神障害者を純非常勤職員として最大10か月間雇用する。 また、行政嘱託員を雇用し、本人の定着支援及び一般就労に向けた能力開発支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用予定者：5人</li> <li>・支援員1人を配置し支援</li> </ul> <p>【緊急雇用創出基金事業】</p>	7,882
障害者短期トレーニング促進事業	<p>障害者就業・生活支援センター登録者が1か月以内かつ60時間を上限として行う短期の職場実習に係る受入先事業所謝金、実習生手当、傷害保険料を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入事業者への謝金 1千円/日</li> <li>・実習者へ手当 0.5千円/日</li> <li>・傷害保険、事務費</li> <li>・助成予定対象者：250人</li> </ul> <p>【障害者自立支援対策臨時特例基金事業】</p>	4,700
一般就労移行等促進事業	<p>【ア 職場実習・職場見学促進事業】 職場実習の受け入れ企業が備品等を購入した費用を助成、就労移行支援事業者等が企業見学を実施した場合の費用を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1か所5,000千円以内</li> <li>・企業見学1回20千円</li> </ul> <p>【障害者自立支援対策臨時特例基金事業】</p> <p>【イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業】 就労支援ネットワークの立ち上げ調整会議、情報共有化のホームページ構築、研修会、先進地視察等の費用の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1圏域 1,000千円以内</li> </ul> <p>【障害者自立支援対策臨時特例基金事業】</p> <p>【ウ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業】 利用者への社会適応訓練等の講座の企画・実施、就労成功した障害者への勉強会・自主交流会等の実施、障害者雇用を考える企業への職務内容等の提案に要する経費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1回当たり 20千円 (年間36回まで)</li> </ul> <p>【障害者自立支援対策臨時特例基金事業】</p> <p>【エ 離職・再チャレンジ支援助成事業】 就労移行支援事業者が行う職場定着支援、就職時の連携支援、離職時の連携支援に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人当たり 40千円</li> </ul> <p>【障害者自立支援対策臨時特例基金事業】</p>	27,440

# 障害福祉サービス事業所の工賃アップの取組について

障害者支援課

## 1 平成 23 年度の工賃実績について

障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型事業所等）の利用者の工賃は、平成 23 年度の月額平均で 13,072 円となり、前年度に比べ 6.4%の増加となった

平成 23 年度の月額平均の目標を 22,000 円（平成 18 年度実績の 2 倍）とする「長野県工賃倍増 5 か年計画」により、平成 19 年度から工賃向上に取り組んできたが、目標には届かなかった。

区 分	H18 (a)	H19	H20	H21	H22	H23 (b)	対 18 年度比 (b) - (a)
対象事業所	92 か所	96 か所	114 か所	123 か所	157 か所	162 か所	70 か所増
工賃支払総額(A) (単位:千円)	251,243	270,938	339,094	388,396	460,540	475,786	224,543 (89%増)
支払延べ月人数 (B)	23,819	24,731	31,481	31,632	37,472	36,397	12,578 (53%増)
月額平均 (A/B、単位円)	10,548	10,955	10,771	12,279	12,290	13,072	2,524 (24%増)
全国の月額平均	12,222	12,600	12,587	12,695	13,079	—	—

### <全国との比較>

平均工賃の伸び率を平成 18 年度と平成 22 年度で比較すると 117%となり、全国平均の 107%を上回っている。

### <対前年度比で工賃が増加した事業所>

82 事業所で工賃実績が増加しており、主な要因は、パンなどの自主製品や清掃業務などの自主作業が好調だったことによる。

### <対前年度比で工賃が減少した事業所>

59 事業所で工賃実績が減少しており、主な要因は、震災等により箱折、部品の袋詰め等の下請作業が減少したことによる。

## 2 長野県工賃向上計画について

### (1) 計画策定の趣旨

国において、各都道府県及び全ての就労継続支援B型事業所が、目標工賃やその達成に向けた取組を盛り込んだ3か年の「工賃向上計画」を策定し、工賃水準の引き上げに努めることとされた。

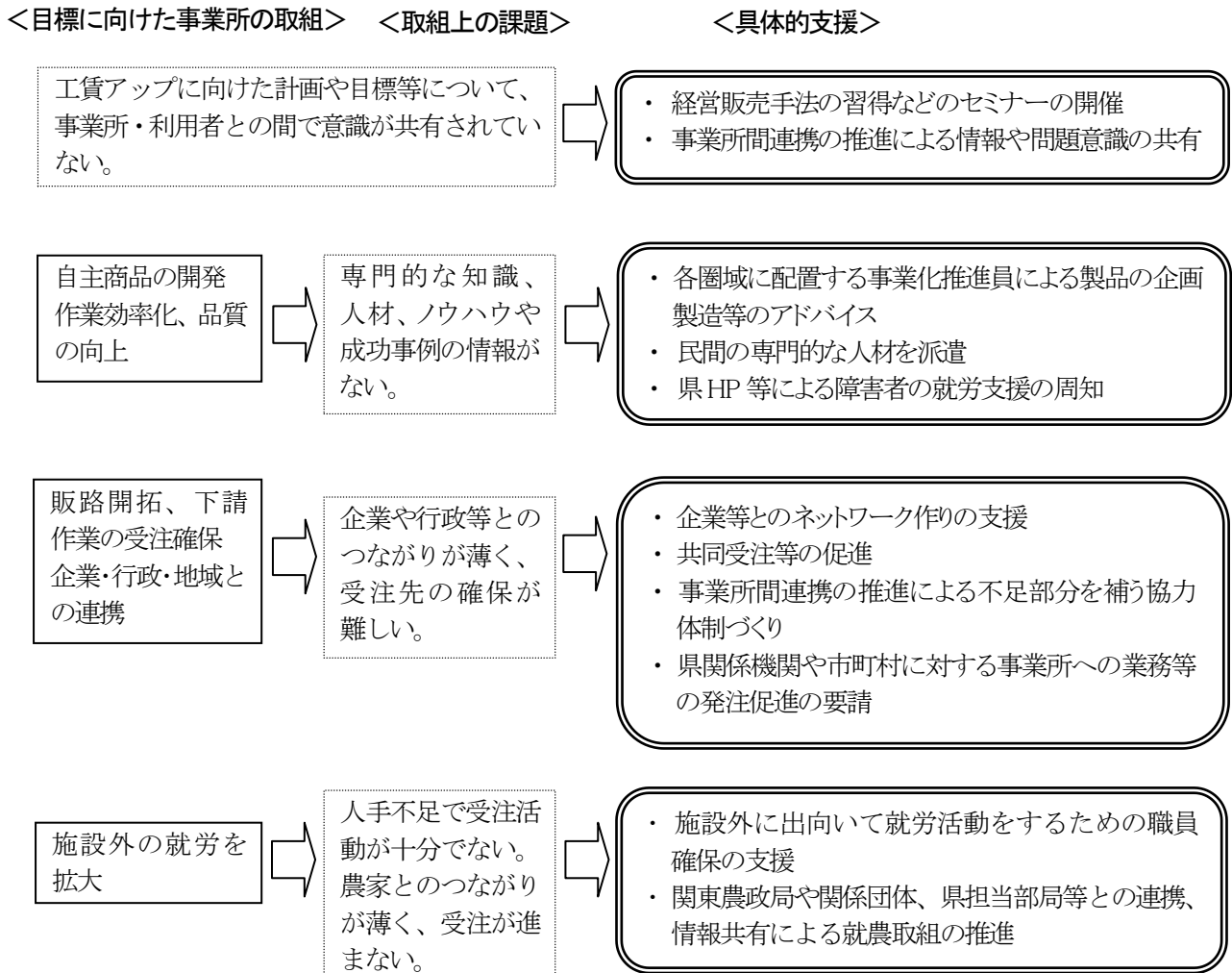
このため、県内障害福祉サービス事業所の取組を引き続き支援するため、2回の懇話会を開催し有識者等の意見を聞きながら、長野県工賃向上計画を策定した。

(2) 計画期間 平成24年度から平成26年度までの3年間

(3) 計画の位置付け 「長野県障害者プラン2012」の実施計画

(4) 目標工賃 平成26年度月額平均17,808円（事業所が設定した目標の平均）  
 （参考）「長野県障害者プラン2012」の目標：平成29年度月額平均22,000円以上

### (5) 目標達成に向けた具体的支援



# 障害者短期トレーニング促進事業

障害者支援課

## 1 目 的

今年度の長野県中期総合計画主要施策等評価において、福祉就労から一般就労の移行達成状況は、「遅れている」とされているが、目標値達成のため就労を促進する施策が乏しい現状にある。

そのため、一般就労につなげるための職場実習の促進強化を図る施策として、本事業を実施するものである。

## 2 職場実習制度に関する現状等

就業支援ワーカーが中心となって、職場実習の掘り起こしを行っているが、期間が長い等、実習者、事業者にとって、使いやすい制度になっていない面がある。

### (1) 現行の職場実習の現状

区 分	期間、対象	現 状
職業準備訓練 (長野県障害者職業センター)	期間：原則 8～12 週間 対象：長野県障害者職業センター利用者	県下 1 か所での実施となっており、実習生の範囲が限られている。 模擬職場での訓練であり、実践的トレーニングにならない。
民間活用委託訓練 (技術専門校)	期間：原則 3 か月 最低 60 時間／月 対象：ハローワークの受講斡旋を受けた者	訓練期間が長い。 傷害保険料等、実習生の負担がある。
制度によらない職場実習 (就業支援ワーカーが職場開拓に努め、受入側の協力を得て実施)	期間：主に 1～2 週間 対象：就業・生活支援センター利用者	実習後、半数近くが就職に結びついているが、保険料、手当等がないため、実習に至らないケースがある。

### \* 職場実習の活用

障害者の就労に向けての準備段階として、企業と障害者のマッチング（お互いを知る機会の提供）や、障害者が自らの能力を知る機会として活用されている。

また、一般就労促進のための有効な手法であり、実習件数の増加に応じた一般就労件数の増が期待できる。

### (2) 障害者短期トレーニング事業の特徴

#### ア 短期間の職場実習を制度化

既存の制度では利用できない短期間の実習として、体験しやすい制度とする。

→ 1 か月以内かつ 60 時間を上限として短期間の実習を対象

#### イ 保険加入等を公費負担

安全、安心面からの補償

→ 既存の制度では対象外である傷害保険加入費用を助成

## 3 実施期間について

障害者自立支援対策臨時特例基金の延長に伴い、6 月の補正予算で対応。

その後は、障害福祉計画 2012 を踏まえ検討。

# 障害者就業・生活支援センター運営事業

障害者支援課

## 1 目的

地域において生活している障害者（身体・知的・精神）に対する就業支援及び生活支援を行う障害者就業・生活支援センターを設置し、障害者の地域生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

## 2 負担内容

- (1) 就業支援 国直轄事業
- (2) 生活支援 国庫補助事業（国1／2 県1／2）  
【障害程度区分認定等事業費補助金】

## 3 根拠法令等

「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成18年3月9日 職高発第0309001号 障発第0309003号 厚生労働省 高齢・障害者雇用対策部長・障害保健福祉部長通知）

## 4 事業主体

県（事業が適切に実施されると認められる施設に委託をする。）

## 5 事業内容

### (1) 就業支援

就業支援を専門に担当する担当職員が就業している障害者への職場定着支援、就職希望のある障害者への職場実習等を通じた就職支援を行う。

- ア 職業生活に関する相談、職場からの対象者に関する相談
- イ 職場定着支援：在職中の状況把握、事業主への支援
- ウ 職場実習支援：実習先の開拓、実習依頼

### (2) 生活支援

地域生活を専門に担当する職員が障害者の家庭等や職場を訪問すること等により、地域生活に必要な支援を行う。

- ア 生活上の相談
- イ 金銭、衣食住に関すること、余暇活動、健康等の日常生活上の配慮
- ウ 近隣との人間関係及び親等との関係の調整など日常的支援活動のほか、緊急時の対応等の支援活動

### (3) 対象者

アパート、マンション、福祉ホーム、グループホーム等で生活している障害者であって、下記に該当する者。

- ア 就職するためには、作業指導と同時に生活面において相当程度指導が必要な者
- イ 就業しているが、継続的な支援がない場合には職場不適応若しくは休職のおそれのある者又は職場不適応により休職等している者

### (4) 委託先

区分	受託法人等	所在地	圏域
継 続	上小圏域障害者就業・生活支援センター シェイク (社福) かりがね福祉会	上田市	上小
継 続	松本圏域就業・生活支援センター あるぷ (社福) 安曇野福祉協会	安曇野市	松本
継 続	長野圏域就業・生活支援センター ウィズ (社福) ともいき会	長野市	長野
継 続	障害者就業・生活支援センター 佐久 (社福) 佐久コスモス福祉会	佐久市	佐久
継 続	上伊那圏域障害者就業・生活支援センター きらりあ (社福) 長野県社会福祉事業団	伊那市	上伊那

区分	受託法人等	所在地	圏域
継 続	飯伊圏域障害者就業・生活支援センター ほっとすまいる (特非) 飯伊圏域障害者総合支援センター	飯田市	飯伊
継 続	北信圏域障害者就業・生活センター (社福) 高水福祉会	飯山市	北信
継 続	諏訪地域障害者自立支援センター オアシス (社福) 清明会	諏訪市	諏訪
継 続	木曽障害者総合支援センター とともに (社福) 木曽社会福祉事業協会	上松町	木曽
継 続	大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット (社福) 信濃の郷	大町市	大北
計	継続 10 か所		

## 6 経過

平成 11 年度 国事業試行的事業(知的障害者)開始  
平成 12 年度 国事業試行的事業(身体障害者)開始  
平成 13 年度 国事業試行的事業(精神障害者)開始  
平成 14 年度 国「障害者就業・生活支援センター」事業として本格実施、県事業開始  
平成 18 年度 障害者自立支援法の、地域生活支援事業となる。

7 要 求 額 53,203 千円 (国庫 26,601 千円、 一般財源 26,602 千円)

## 若者向け心のバリアフリー事業

健康長寿課

- 1 目的 これから社会で自立しようとする高校生に対し、精神疾患を経験した当事者講師を派遣して、体験を通じた講演等により、心の健康や精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を図る。
- 2 根拠 心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討委員会 「こころのバリアフリー宣言～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針」  
(平成 16 年 3 月 25 日付け厚生労働省通知)

- 3 事業内容 事業主体 長野県 (平成 23 年度委託団体 せいしれん)  
事業を適切に実施できる、精神障害者の社会復帰に理解のある団体等に委託して実施

(1) 対象講座

高校が実施する就職内定者の教養講座、学年ホームルーム、保健体育の時間、総合的な学習の時間、学校保健委員会、文化祭などで心の健康を学ぶ時間に講師を派遣する。

(2) 講演等の方法

高校生が理解し易い内容の講演、体験発表、意見交換等を 高校で実施する。

(3) 実績

年度	19	20	21	22	23
予算額 (千円)	623	310	205	205	103
派遣高校	7校	9校	6校	4校	5校
受講生徒数	719人	1,527人	919人	295人	600人予定

- 4 予算要求額 103千円 ( 一般財源 52千円、 国庫補助 51千円 )  
(前年度 一般財源 52千円、 国庫補助 51千円 )

- 5 経費積算 (単位：千円)

節	説明	見積額(千円)	前年度(千円)
13委託費	講師1人1校当り単価 報償費 @3,100円×1.5H=4,650円 費用弁償 @3,270円 消耗品費 印刷@10円×180部=1,800円 積算合計 @9,720円 消費税 @9,720円×0.05=486円 委託契約単価 10,206円(予定価格) 年間支出予定額 年間10校×2人×10,206円=204,120円 H24年度事業予算額 205,000円	103	103
合計		103	103



# 障害者民間活用委託訓練事業

人材育成課

## 1 目的

障害者の雇用を促進するため、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した多様な職業訓練を、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託し、障害者が就職に必要な知識・技能の習得を図る。

## 2 事業内容及び実績

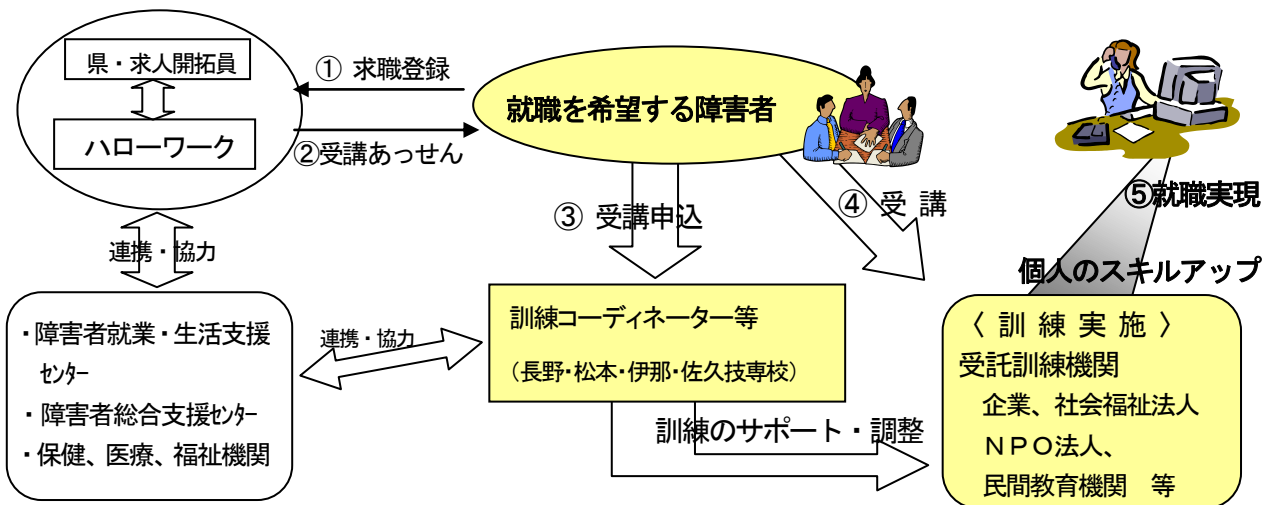
- (1) 実施主体 長野技術専門学校、松本技術専門学校、伊那技術専門学校、佐久技術専門学校
- (2) 委託先機関 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等
- (3) 訓練内容

区分	知識・技能習得訓練	特別支援学校早期訓練	実践能力習得訓練	e-ラーニング
訓練概要	障害者の就職の促進に資する知識・技能の習得を目的とした座学と座学と実習を組合せた障害者向け日本版デュアルシステム	特別支援学校在校生を対象に、職業訓練を活用した職業能力の向上を図る。	企業等の現場を活用して障害者の実践的な職業能力の開発・向上を目的とした作業実習	インターネットを利用して、教材の配信、受講状況の管理、技能修得指導を実施
実施機関 (委託先)	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関など	企業等（実習先）	企業等（実習先）	在宅就労支援団体等
訓練期間	原則3か月以内	原則3か月以内（必要に応じ、訓練期間を弾力化）	原則3か月以内（必要に応じ、訓練期間を弾力化）	原則3か月以上（上限6か月）
H24計画	15コース、150名	50名	100名	2コース、10名

- (4) 障害者職業訓練コーディネーター：4名（長野・松本・伊那・佐久の各技術専門学校に配置）  
学卒障害者能力開発アドバイザー：1名（長野技術専門学校に配置）  
障害者職業訓練トレーナー：1名（伊那技術専門学校に配置）
- (5) 委託料：障害者1人あたり月額 6万円

## 3 予算額 7,599万6千円（国庫委託費）

## 4 事業イメージ図



# 無料職業紹介(就職困難者)事業

労働雇用課

## 1 目的

就職困難者（障害者、母子家庭の母、中国帰国者）を対象として、地方事務所商工観光(建築)課に求人開拓員を配置し、職業相談や求人開拓、紹介状を発行するなど、無料職業紹介事業を行う。

## 2 事業内容

### (1) 実施体制

職業紹介事業所 10 地方事務所に設置

職業紹介責任者 10 所に配置

求人開拓員 5 所に配置

※母子家庭の母、中国帰国者については、保健福祉事務所福祉課と連携

### (2) 実施内容

#### ①職業相談

求人開拓員が相談者（求職者）に職業選択や訓練などが効果的にできるようアドバイスを行う。

#### ② 個々の状況に応じた求人開拓と企業情報収集

企業を訪問し、求職者の希望や能力・適性に沿った求人開拓を実施。

#### ③ 企業面接への同行

紹介状を作成するとともに、企業訪問（採用面接）の際に、求職者に同行して、事業主に対して必要な説明を行う。

#### ④ 就職後の継続支援

就職後は就職先の企業からの相談に応じ、安定した就労が続くよう必要に応じた支援を行う。

### (3) 職業紹介システム保守委託

職業紹介システムの運用に伴う保守を委託する。

## 3 実績（平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月）

(単位：件、人)

項目 対象	職業紹介 相談件数	求人開拓数	就職件数
障害者	1, 237	89	16
母子家庭の母	59	157	1
中国帰国者	194	13	4
合計	1, 490	259	21

## 4 予算額 12,790千円（一般財源12,733千円 諸収入57千円）

# 障害者職場実習支援事業

労働雇用課

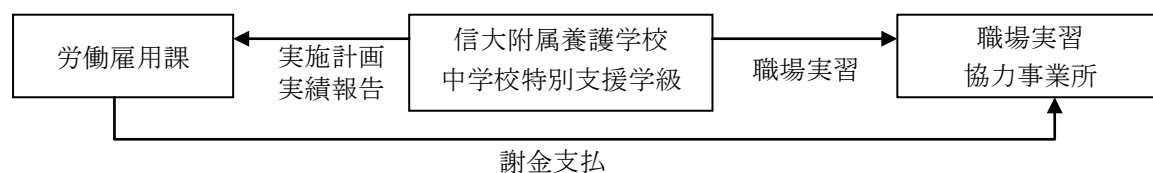
## 1 目的

特別支援学校等の生徒の職場実習への参加を支援することにより、職業的自立に対する意欲の醸成と卒業後の就業への適応促進を図る。

(根拠：「特別支援学校等の生徒に対する産業現場等における実習実施要綱」)

## 2 事業内容

### (1) 概要



\* 県立学校については、特別支援教育課で担当

### (2) 謝金支払基準 (1人につき)

実習期間 5 日以上…5,000 円 2～4 日…3,000 円 1 日…1,000 円

## 3 予算要求額

55 千円 (一般財源 55 千円) (そ)

(内訳)

(千円)

節	説明	見積金額 (うち一般財源)	前年度予算額 (うち一般財源)	増減 (うち一般財源)
8 節 (そ)	職場実習受入事業所への 協力謝金 @5,000 円×11 人	55 (55)	65 (65)	△10 (△10)

## 4 事業実績及び効果

・ 過去 5 か年の実績

年度	対象 事業所	参加 生徒数	実習日数			実習 延日数	謝金 支払額
			1 日	2～4 日	5 日以上		
19	12	13	0	0	13	132	65,000
20	3	9	0	0	9	104	45,000
21	4	7	0	0	7	61	35,000
22	4	9	0	0	9	91	45,000
23	5	5	0	0	5	32	25,000

## 5 事業効果

・ 信大教育学部附属養護学校卒業生の就職状況

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
卒業者数	6	8	7	7	8
就職者数	2	2	1	3	2

# 障害者職域拡大アドバイザー設置事業

労働雇用課

H24 年度予算額 11,049 千円

うち一般財源 0 千円

## <目的>

障害者雇用を促進するため、障害者職域拡大アドバイザーを設置（4か所の地方事務所商工観光課内）し、小規模事業所及び地方公共団体を中心に、障害者に対する理解の向上を図り、以って障害者雇用を促進する。

## <現状>

県内の障害者雇用の状況（長野労働局：H23.6.1）

区 分	法定雇用率	企業数 機関数	実雇用率	法定雇用率達成・未達成数	
				達成	未達成
民間企業	1.8%	1,328	1.82%	757	571
56～499人	1.8%	1,232	1.78%	703	529
500人～		96	1.88%	54	42
地方公共団体	2.1%	105	2.20%	93	12
県・長野市教育委員会	2.0%	2	1.87%	1	1
地方独立行政法人	2.1%	2	0.42%	1	1

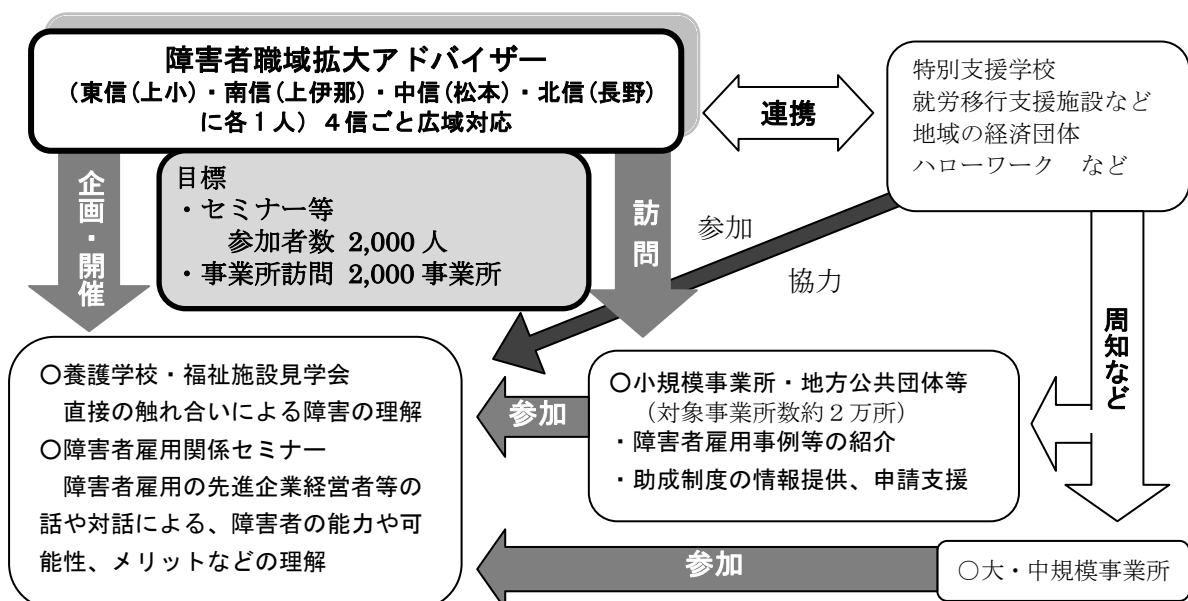
## <課題>

事業者が障害者の能力や可能性、障害者雇用に関する助成制度など、障害者雇用のメリットを理解することが、障害者雇用を促進する上で重要であるが、これまでこの点に関する取り組みが行われてこなかった。

## <業務概要・効果>

次の取り組みをとおして、障害者の職域を拡大し、新たな雇用の場を創出する。

- 施設見学会、障害者の能力や雇用事例等のセミナー等により障害者理解の向上を図る。
- 障害者雇用が進んでいない小規模事業所や地方公共団体を中心に事業所を訪問し、雇用事例の紹介、助成制度の情報提供や申請支援等を行い新規雇用の促進を図る。



# 障害者多数雇用事業者等からの優先的な物品等の調達について

労働雇用課

随意契約により物品等の調達や印刷物の発注を行う場合において、障害者を多数雇用している事業者及び福祉的就労施設を優先的に取り扱うことによって、県内の障害者の雇用及び福祉的就労の促進を図る。

## ※ 随意契約のできる範囲

契約区分	金額
①物品購入	160万円未満
②製造(印刷物の発注等)	250万円未満
③その他の契約(委託等)	100万円未満

(注)地方自治法施行令の改正により、授産施設や小規模作業所等の福祉施設において製作された物品を買い入れる場合は、都道府県の規則で定める手続により随意契約できる。

## 1 対象者(障害者多数雇用事業者等)

(1) 要件:知事の登録を受けた以下の事業者

ア 障害者多数雇用事業者

県内に事業所等を有する中小企業<sup>※</sup>で障害者雇用率が4%以上のもの

イ 福祉的就労施設事業者

身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設など

### ※ 中小企業の範囲

- ①製造業、建設業、運輸業・・・資本金3億円以下で常勤雇用者 300 人以下
- ②卸売業・・・・・・・・資本金1億円以下で常勤雇用者 100 人以下
- ③サービス業・・・・・・・・資本金 5,000 万円以下で常勤雇用者 100 人以下
- ④小売業・・・・・・・・資本金 5,000 万円以下で常勤雇用者 50 人以下

(2) 登録事業者数(平成 24 年 4 月 1 日現在) 27

(内訳)障害者多数雇用事業者 10 福祉的就労施設事業者 17

## 2 優先発注の内容

次に掲げる物品等の調達等を随意契約により行う場合においては、障害者多数雇用事業者等と契約を締結するものとする。

(1) 特定物品等(物品、公共工事に係るものを除く役務)の調達

(2) 特定印刷物(障害者福祉の増進又は雇用拡大のための施策に利用する印刷物)の発注

※優先発注の対象となる特定物品等又は特定印刷物は、障害者多数雇用事業者にあつてはこれらのうち一つのみとし、福祉的就労施設事業者にあつては制限を設けないこととしている。

## 3 制度の運用開始

「障害者多数雇用事業者等からの物品等の調達等に関する要綱」

平成 15 年3月 24 日制定、平成 15 年6月1日施行

## 4 平成 23 年度における実績

(1) 契約実績 213件 18,824千円

※ 平成 23 年度に登録がなされた 27 事業者のうち、14 事業者については発注実績がゼロ

(2) 主な契約内容

各種印刷物、調査集計業務、WEB メンテナンス、システム整備、クリーニング、制服など

# 障害者の雇用に係る政策減税（創業等応援減税）について

労働雇用課

## 目 的

障害者の就業促進を図るため、「身体障害者等（※）」を雇用する事業者について、一定の要件のもと事業税を軽減する（不均一課税）。

※：「身体障害者等」とは身体障害者等（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者をいう。）である労働者をいう。

## 減税対象法人・個人

次に掲げる要件をすべて満たすものとして知事の認定を受けた法人又は個人

- ① 常時雇用する労働者の数が55人以下である法人又は個人であって、県内の事務所又は事業所においてその雇用する身体障害者等である労働者の数が1人以上であること。（知事が定める要件を満たすものに限る。）
- ② 県内に住所を有し、県内の事務所等で勤務する身体障害者等を雇用したものであること
- ③ 雇用保険の適用事業者であること
- ④ 性風俗関連特殊営業を営む者でないこと

## 減税内容

対 象	税 目	対象事業税	減税額
中小法人 ※1	法人事業税 ※3	平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度に係る事業税	通常の税率に2分の1を乗じた率で税額を算定※4 (減税額は10万円を限度)
個 人 事 業 主 ※2	個人事業税	平成19年度分から平成25年度分までの事業税	

※1 : 資本金または出資金の額が1,000万円以下の中小法人に限る。

※1 及び ※2 : 青色申告書を提出する法人又は個人事業主

※3 : 地方法人特別税は対象外。

※4 : 特例条例の他の要件（母子家庭の母の雇用、ISO14001等の認証取得）にも該当する場合には、通常の税率で算定した額から10万円に要件の数に乗じた額を控除した額（その額が軽減税率で算定した額を下回る場合には軽減税率で算定した額）が不均一課税額となる。

## 税額及び件数の推移

（単位：千円、件）

年 度		19	20	21	22	23	計
中小法 人・個人	件数	23	19	15	13	10	80
	金額	1,778	1,575	1,145	891	523	5,912

# 新 若年者等ジョブサポート連携強化事業費

労働雇用課

## 1 概要

「パーソナル・サポート・モデル事業」の実施に伴い、一般就労から距離のある若者層に対する多様な社会的受け皿（中間就労の場など）の必要性が改めて明らかとなった。

障害認定に至らず、就労経験がない者は、障害者支援施策の対象から外れ、自らの力のみでは職業的自立に向けた歩みを踏み出すことは困難である。

そこで、障害認定に至らない者を短期間雇用して、指導員による支援を組み合わせた取組をNPO等と連携してモデル的に実施し、これらの者の職業的自立につなげていく。

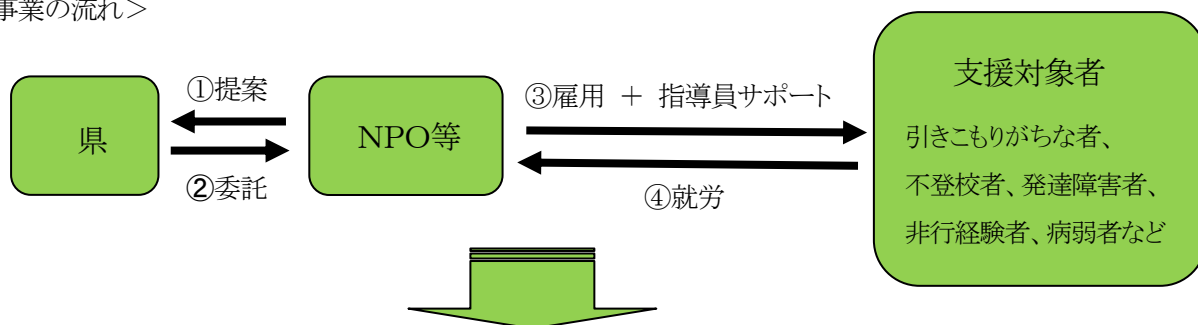
## 2 支援対象者

障害認定には至らない働く意欲のある概ね40歳未満の若者

## 3 事業内容

2の支援対象者をサポートする指導員付きの中間的就労を行う事業をNPO等に委託して実施する。

<事業の流れ>



<期待する成果>

- ・有給の雇用契約に基づく一般的な就労に近い厳しい環境下で人材育成を図るとともに、実際の勤務実態を地域の企業経営者等に見てもらうことにより、一般就労へのつながりが期待できる。
- ・無給の就労体験事業を実施しているNPO等は、中間就労の必要性を認識しながらも実施に踏み込めないことが多いことから、本事業により有給雇用に関するノウハウを蓄積してもらい、今後の自立的な就業事業に結び付けていただく。
- ・県がモデル的に実施して効果及び有効性を検証することで、多様な受け皿の創出が期待できる。

## 4 委託対象経費

指導員の配置に係る経費

## 5 予算額 4,049千円（緊急雇用創出基金繰入金 4,049千円）

節	金額	内訳
13 委託料	4,049	人件費・共済費 3,674千円（指導員2名）
		諸経費(人件費5%) 183千円
		消費税 192千円

# 高等学校社会的自立支援事業

教学指導課心の支援室

## 1 事業目的

高等学校における不登校生徒を含めた長期欠席者や発達障害者等の社会的自立に向けた支援プログラムの開発とその体制づくりについて実践研究を行う。

## 2 事業内容

学校が地域若者サポートステーションや大学院生等また地域企業と連携しキャリア教育を中心とした支援体制づくりを研究する。

- (1) コーディネーターの学校配置（キャリアサポーター・発達障害支援員・就職アドバイザー各1名）
- (2) 長期欠席者等のキャリア教育的支援プログラムの開発（アウトリーチ・就職支援等）
- (3) 卒業後及び中退後を見通した地域支援体制の構築

## 3 研究期間

平成 24 年度 ※国からの委託事業のため国の動向による

## 4 研究指定校 坂城、蓼科、茅野、辰野

### 【組織体制】

